

大子町タクシー利用助成事業のご案内



町では、自動車を所有していない(所有しているが運転できない)高齢者や障がい者を対象に、「タクシー利用助成券」を交付しています。

【助成対象者】

大子町に住所がある「自動車を保有していない方」又は「自動車を所有しているが運転できない方」で、下記①～⑧のいずれかに該当する方が2分の1または4分の3助成の対象となります。ただし、町税等を滞納している方は除きます。

● 2分の1助成

- ① 満65歳以上の方
- ② 身体障害者手帳の交付を受けている方
- ③ 療育手帳の交付を受けている方
- ④ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
- ⑤ 自立支援医療費を受給している方
- ⑥ 障害年金を受給している方
- ⑦ 特別障害給付金を受給している方

● 4分の3助成 (平成30年11月より運用)

- ⑧ ①～⑦のいずれかに該当し、なお且つ全ての運転免許証を自主返納している方



【助成券の申請から利用まで】

1 利用申請

- 申請書に必要な事項を記入し、まちづくり課又は町民課へ申請してください。
- 各窓口で申請書を記入することも可能です。申請者の印鑑をご持参ください。



2 タクシー利用助成券交付

- 申請書の内容を審査の上、後日、タクシー利用助成券を郵送で交付します。
- 月4枚を限度に、年度分一括で交付します。
- 誕生日、申請日によって交付枚数が異なります。



3 タクシー利用助成券利用

- タクシー利用助成券を利用できるタクシー会社をご利用ください。
- 1回の乗車に、1枚のタクシー利用助成券が必要です。
- 乗車時にタクシー利用助成券を運転手に渡してください。

【利用できるタクシー会社】

- 茨城交通タクシー (72-0055) ○滝交通タクシー (72-0073) ○ドリームタクシー (76-0313)
- 古谷ケアタクシー (72-3016) ※ケアタクシーは病気やケガで車椅子や松葉杖をご使用など、自力で歩行ができない方向けです。

【タクシーの利用助成券について】

- 1回の乗車につき、利用助成券は1人1枚使用できます。
- 利用助成券は本人のみ利用できます。(御家族や他人への譲渡はできません。)
- 1回の乗車で、利用料金の2分の1または4分の3(ただし、10円未満切り捨て)を助成します。残りの利用料金は自己負担となります。

(例：2分の1助成券を1枚利用した場合)

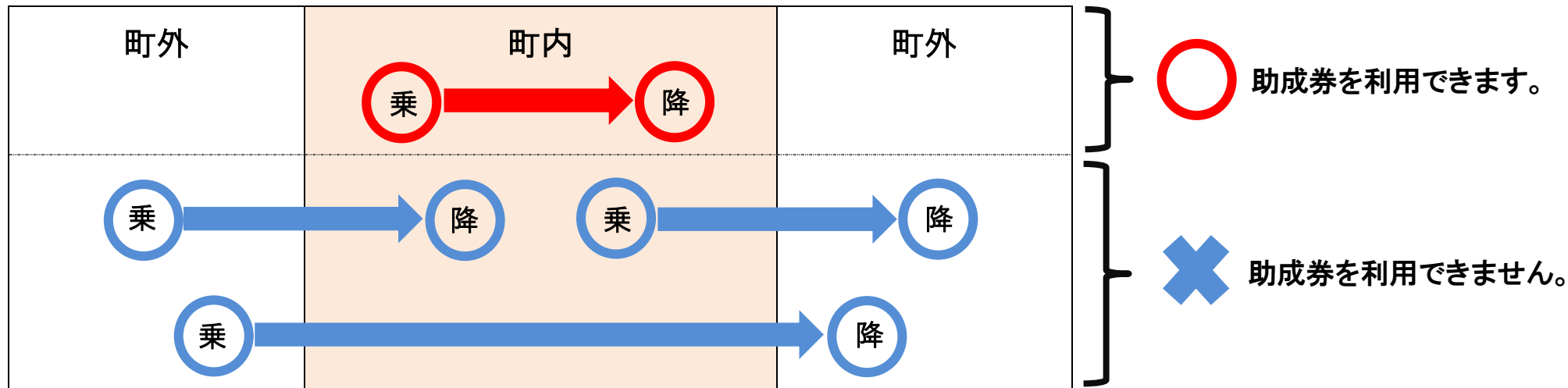
利用料金 750円の場合 ⇒ 助成金額 370円 + 利用者自己負担額 380円

(解説)

利用料金が750円の場合、1/2は375円ですが10円未満切り捨てとなりますので、370円が助成金額となります。残りの380円が利用者様の負担となります。

【利用できる区間】

- 乗車場所、降車場所及び運行経路のすべてが町内でなければなりません。



【問合せ先】 大子町役場 まちづくり課 72-1131